青森県むつ市脇野沢
源藤城国有林九八三林班
リ小班　一号から七号まで
イ小班　八号及び十一号
る$_{1}$小班　十四号及び十七号
ぬ$_{5}$小班　十八号から二十号まで
九艘泊
四八三番　九号及び十号
一四五番一　十二号
一四五番二　十三号
一四二番　十五号及び十六号
二三一番二　二十一号及び二十二号

三(一)　砂防法第二条の土地の表示
茂市沢
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県三戸郡田子町大字茂市
字**板**ノ沢　四五番一　一号
四五番三　二号
三二番四　三号
七九番六一　四号及び六号
七九番六一地先道路敷　五号
七九番一　七号から九号まで
七九番三地先河川敷　十号及び十一号
三七番　十二号
八一番　十三号
七九番四一　十四号から十六号まで
三〇番　十七号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
内二階沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千三百五十三号で指定した同号一六に掲げる土地の区域を除く。）
青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字一ッ森町
西赤石山国有林二〇三五林班
れ$_{3}$小班地先河川敷　一号及び十四号
れ$_{3}$小班　二号から七号まで
な小班　八号から十三号まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
弁天崎沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県東津軽郡今別町大字砂ヶ森
字赤根沢　三番一　一号から三号まで及び六号から九号まで
字砂村元　八七番一　四号、五号、十号から十四号まで、十六号及び十七号
八七番一五一　十五号

○国土交通省告示第四百五十四号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年四月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第五百八十二号で指定した土地の区域を除く。）
鳥取県西伯郡南部町阿賀
字大谷山　一三九一番一　一号
一三九二番四　四号
一三九二番一　五号
一三八九番　六号
一三八八番三　七号
一三八八番二　八号
一三八八番四　九号
一三八七番　十号及び十一号
字黒岩谷　一四〇一番三　二号
字駄葉平　一三九四番三　三号

○国土交通省告示第四百五十五号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十五年四月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑島裏谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
石川県白山市桑島地内三等三角点赤倉を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から六六度五四分五八秒　九六四・四三一メートルの地点　一号
標柱一号から三五九度一六分六秒　二六・二三五メートルの地点　二号
標柱二号から三五三度一九分九秒　三四・八〇四メートルの地点　三号
標柱三号から三一〇度二七分一二秒　一二四・一三三メートルの地点　四号
標柱四号から二八二度五五分三五秒　八三・九七〇メートルの地点　五号
標柱五号から二七三度三六分一四秒　一六六・五六一メートルの地点　六号
標柱六号から一三二度三七分四七秒　四八・一六六メートルの地点　七号
標柱七号から一一七度六分二〇秒　一四九・九五七メートルの地点　八号
標柱八号から八八度二六分二四秒　六〇・四五七メートルの地点　九号
標柱九号から一一六度三六分五六秒　五四・二六一メートルの地点　十号
標柱十号から一四四度四二分二五秒　五五・八五七メートルの地点　十一号

二(一)　砂防法第二条の土地の表示
深沢
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新潟県岩船郡関川村大字土沢字浦山二三九番地内四等三角点土沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三五二度二六分〇二秒　五〇七・四二六メートルの地点　一号
標柱一号から二一四度〇五分〇三秒　一二〇・六〇四メートルの地点　二号
標柱二号から一六七度〇八分五三秒　六一・八三〇メートルの地点　三号
標柱三号から一八一度四一分三九秒　一四二・〇六二メートルの地点　四号
標柱四号から二三二度二四分一七秒　七六・六二一メートルの地点　五号
標柱五号から二六三度一九分一六秒　一七三・六七九メートルの地点　六号
標柱六号から二八六度二七分一一秒　一二七・一〇五メートルの地点　七号
標柱七号から二四四度四六分五八秒　七六・〇四七メートルの地点　八号
標柱八号から二九九度〇四分五七秒　一五九・八五四メートルの地点　九号
標柱九号から三五八度一六分三一秒　六三・一二九メートルの地点　十号
標柱十号から二九三度五七分四五秒　七三・八六六メートルの地点　十一号
標柱十一号から三二一度一四分一六秒　九四・六〇五メートルの地点　十二号
標柱十二号から七四度二八分二五秒　一三七・八九四メートルの地点　十三号
標柱十三号から二度五九分五〇秒　六七・一三二メートルの地点　十四号
標柱十四号から七六度〇七分五六秒　一一五・五六九メートルの地点　十五号
標柱十五号から一一五度二四分一一秒　一〇八・九八六メートルの地点　十六号
標柱十六号から六二度四三分一九秒　二一〇・八一一メートルの地点　十七号
標柱十七号から一一〇度五四分〇二秒　九三・九五五メートルの地点　十八号
標柱十八号から七五度二五分一四秒　一〇一・一三一メートルの地点　十九号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ニダイ林沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
新潟県岩船郡関川村大字山本字オリノ沢六八三甲地内四等三角点山本を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三四三度五〇分三三秒　一〇五四・二六四メートルの地点　一号
標柱一号から四五度三六分二四秒　七四・九九八メートルの地点　二号
標柱二号から六三度二三分一四秒　一五〇・五〇五メートルの地点　三号
標柱三号から三六度一八分五五秒　一一七・七七六メートルの地点　四号